

(4) みんなが共同する条件を決めよう

ここで、最初の話、つまり、なぜ各人は協力をするのか？という問題に戻しましょう。なぜみんなで協力をするのかといえば、みんなで協力することによって大きな利益を生み出し、そのことによって自分が幸せになれると考えるからですね。だからこそ、協力をするために我慢もするわけです。ところが、自分の幸せにつながるはずだと信じて協力関係に入ったら、協力の成果は他のみんなが持って行って、自分はつらい思いだけをしないといけない、自分だけが犠牲を払わないといけないとしたら、協力などできますか？ それは、そもそも協力とは言わないでしょう。協力といえるためには、協力することによって実現する幸せの中に、自分の幸せが含まれていなければなりません。自分の幸せも適切に配慮してもらうことを条件にしないかぎり、みんなで協力をするという約束に入れませんか。

この条件を決めた約束が、社会契約であり、憲法なのです。社会あるいは国家を作り、みんなで協力するのであれば、その協力のなかで自分自身が適切に配慮されなければなりません。それでは、各人がどのような配慮を求めることができるのか、そのことを協力関係に入る前に約束しておきましょう。協力する以上は、各人が我慢をし、負担を負う必要も出てきますが、たとえ多数決によるとしても、この約束に反することを決めるのはおかしいので、そのような決定に従うことはできません。国家を作るときに、この約束を書き込む法が、憲法なのです。そして、この約束、つまり互いに協力をする上において各人が求めることのできる配慮の内容が、人が人として当然に主張することができる権利、すなわち憲法が保障する基本的人権なのです。

4 個人の尊重と基本的人権の保障

(1) 個人の尊重

このように、自分が自分らしく幸福に生きるために、みんなと協力するに際して相互に尊重すべき最低限の条件が必要であり、その条件として、各人が求めることのできる配慮の内容が、基本的人権になります。そして、基本的人権保障の基礎となる考え方が、“個人の尊重”（憲法第13条）です。それでは、個人の尊重とはどのような意味なのでしょう？なによりもまず大切なのは、一人ひとりの人間はかけがえがない存在だということです。先ほどの移植の例ですと、Zの代わりにXやYが生きるのだから、それでよいではないかと、単純に考えてはいけないということです。あくまでZの人生はZしか生きられないのであって、誰もそれに代わることはできないのです。このことを根源的な事実として受け止めること、これが個人の尊重の根底にあると思います。

そして、各人は、自らの幸せを実現するために、それぞれの人生を生きていくことが認められなければなりません。各人は、専ら他者に支配される物ではありません。例えば、ここにある時計は、私に所有され、支配される物です。ですから、この時計は、自ら生きる目的を持ちません。ひたすら私の役に立つことにのみ存在意義があります。役に立たなくなれば、あるいは私が気に入らなくなれば、捨てられて、それっきりになってしまうのです。しかし、人間はそうではありません。一人ひとりに存在する意義があり、一人ひとりに生きる目的がある。つまり、各人は、誰かのための道具でも、全体をうまく回すための歯車でもありません。人は自らの人生の主人公なのです。一人ひとりを、そのような意味での人（難しい言葉で、「人格」と言います）として認め、尊重していくこと、これが個人の尊重ということの意味だと、私は考えています。

日本国憲法第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

基本的人権とは、このようにして一人ひとりを個人として尊重するために、各人に認めなければならない自由及び権利なのです。

(2) 基本的人権の尊重

それでは、具体的に、基本的人権として、どのような権利が保障されているのでしょうか？ 最初に、「自由権的基本権」があります。「表現の自由」や「信教の自由」などの自由を保障するもので、出発点として、各人は自分らしく生きることができるということを認め、何が幸福なのか、何が善き人生なのかを、各人が決めてよい自由を保障します。自分のことは自分で決められないと、自分らしく生きられませんよね。もし、より幸せになりたいと思って協力関係に入ったところ、他人を害しているわけでもないのに、自分が自分であることを止めろと強制されたとすれば、本末転倒になってしまいます。そこで、自分のことは自分で決める権利として、憲法は「自由権的基本権」を保障しているのです。

次の「社会権的基本権」とは、「生存権」や「教育を受ける権利」などです。みんなで協力をして共同の利益を生み出すのですから、生み出された共同の利益はみんなで分かち合わなければなりません。そのうちの、限られた利益を独占してはならないのです。ただ、共同の利益をどのように配分するかは色々な方法があるのですが、憲法は、少なくとも、各人が人として最低限度の生活ができるように、困っている人に対して支援をしようということを決めているわけです。

次の「参政権的基本権」とは、みんなのことはみんなで決めるという民主主義の原則を、一人ひとりが政治に参加することができるという権利の側面から定めたものであり、「法の下

の平等」は、各人がこのような権利を保障された人格としてお互いに対等であるという原則を定め、自らを他の人々と対等の存在として配慮するように求める権利を保障したものです。

なぜ憲法が基本的人権を保障しているのか、なぜ多数決によっても、このような基本的人権を奪ってはならないのか、わかってもらえたでしょうか？

5 おわりに

(1) 「共生」の原理

さて、最後に「憲法」の話をしてしまおう。このように見てくると、なぜ、憲法は、みんなで共同をし、国家を運営していくための基本的原則として、「自分らしく生きる」、「自分のことは自分で決める」という基本的人権保障の原則と、「みんなと生きる」、「みんなのことはみんなで決める」という民主主義の原則を定めたかがわかりますね。この2つの原則が調和して実現されることによって、私たちは、共に生きることができるからなのです。みんなと共に自分らしく生きるための原理、つまり共生の原理を定めたものが、憲法なのです。

(2) わたしたちの社会

このことは、最初の話、私と社会をどのように考えるかという問題に戻ると、どうなるのでしょうか？ 私は私、他者は他者と区別して、私だけがよければよいと考えるのではなく、また私を越えた存在である社会が、私を飲み込んでいく関係でもない。私と他者が、私たち・我々と呼べる共同関係を築き上げることの重要性和、そのために必要な条件を考えることの大切さを憲法は語っているのです。

これから、皆さんは多様な進路に進まれると思いますが、いつも順風満帆というわけではありません。社会に出れば苦労もあるし、嫌なこともあります。しかし、それでも、自分を見失うことなく、互いに協力して生きていかなければなりません。自分の人生は自分が主人公です。しかし、自らの人生の主人公たちが集う舞台がこの世界です。そして、互いに支え合いながら、物語は進んでいくのです。自分の人生は大切ですが、自分の人生だけが大切な人生なのではありません。

このことの意味を、鳥羽高校で友達や先生と過ごした3年間を振り返って、考えていただきたいと思います。

自由権的基本権

どんな人生が幸せな人生かは、自分で決めて選択をしていく
 ≪自分のことは自分で決める≫

社会権的基本権

人として生きていくために必要不可欠な経済的・社会的条件の実現

みんなで協力して生み出した利益は、みんなで分かち合う
 ≪みんなで生きる≫

参政権的基本権

国家の意思決定に対して参画することを求める権利≪みんなのことはみんなで決める≫

法の下

の下の平等（平等権）
 自己を他者と平等の人格的存在として処遇するよう求める権利≪人は生まれながらにして平等である≫

法教育と生きる力

—自由で公正な民主社会の担い手の育成—

はじめに

皆さん、こんにちは。京都大学の土井でございます。

本日は、「法教育と生きる力」というテーマでお話をさせていただきたいと思います。

1999年から始まりました司法制度改革、皆さんがご存じの話としては、裁判員制度の導入や法科大学院の設立などがあるのですが、私自身、この司法制度改革に携わったことから、その一環として、法教育の推進に関わることになりました。その後、中央教育審議会初等中等教育分科会の教育課程部会委員を務めさせていただきまして、今般の学習指導要領の改訂にも関与いたしました。本日は、こうした経験を踏まえて、法教育と生きる力の問題についてお話をさせていただければと思っております。

1 生きる力と新学習指導要領

○ 生きる力を育むという基本理念の継承

まず最初に、生きる力と新学習指導要領との関係についてお話をさせていただきます。今回の学習指導要領の改訂にあたりましては、中央教育審議会において、その基本的な考え方について審議が行われました。改訂の基本的な考え方として、私自身が重要だと考えていますのは、次の3点です。

第一に、「生きる力」を育むという、これまでの学習指導要領の基本理念を継承しつつ、知識基盤型社会を生きるために必要な力として、「生きる力」の内容をより明確化し、その理念の共有を求めています。第二に、生きる力を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視しています。第三に、学力の重要な要素が、「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」であることを確認した上で、確かな学力の確立を求めています。

ここまでは、皆さんもよくご存じのことと思いますが、問題は、「知識基盤型社会」における生きる力とは、どのようなものかという点にあります。

○ 知識基盤型社会における生きる力

今回の学習指導要領の改訂において、知識基盤型社会において必要とされる力として、生きる力を捉えようとしていることには、重要な意義があります。といいますのも、これまで、「生きる力」が、どのような能力を意味しているかについて、共通の理解が必ずしも図られず、いわゆる「ゆとり教育批判」の中で、混乱を招いてきたきらいがあるからです。確かに、「生きる」という言葉からの連想で、厳しい自然の中でも生きていける能力、例えば火を起こして自炊をしたり、自然のものを使って道具を作ったりする能力をイメージする方もないわけではありません。私も、子どものころは経済的に恵まれた生活環境ではなかったものですから、家は五右衛門風呂で、薪割りをし、火を起こして、風呂を沸かしながら、大学受験の勉強をしていた経験がありますので、自然に親しみ、そうした生活能力を高めることは有意義だと思います。しかし、そうした生活能力の向上が、初等・中等教育の教育課程全体の目的になるわけではありません。

では、どのような観点から「生きる力」を捉えるべきなのでしょう。これを考える上で重要なのが、知識基盤型社会(knowledge-based society)という概念です。中央教育審議会の答申では、知識基盤型社会を、「一般的に、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会」と定義しています。

何よりもまず、「知識基盤型社会」における生きる力ですから、知識や技術等の習得が大切であることは言うまでもありません。今回の学習指導要領の改訂に際しては、生きる力という言葉が、一部

で、知識や技能等の習得は重要ではないとする誤解を招いたのではないかという点について反省がなされたのだと思います。知識や技能等が生きるために必要なのは当然のことで、「知識基盤型社会」を強調することによって、知識や技能等の習得が教育において重要であることを再確認する意味があると、私は理解しています。

それでは、知識基盤型社会を生きる上で、できる限り多くの知識や技術を習得させなければならないのかといえば、それはそうではないのです。むしろ、そのような詰め込み型の教育では対応しきれない点に、知識基盤型社会の特徴があるのです。中央教育審議会の答申では、知識基盤型社会は、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代」として捉えられています。つまり、いま現在、最新の知識と言われているものが、時代の変化の中で、比較的短期間に陳腐化をしていく社会、あるいは、既存の知識を用いた対応では不十分で、新たな課題に対応するために新たな知識・技術の創造が求められているのが知識基盤型社会なのです。それゆえにこそ、思考力・判断力・表現力等の能力の育成や、生涯にわたる学びの基盤となる学習意欲の育成が重視されるのです。

私は学者なものですから、どうしても難しい言い回しになってしまいますので、比較的わかりやすい例を挙げましょう。例えば、携帯電話やPCなどの情報機器について考えてください。みんなが便利だというので、新しい情報機器を購入して、さて使ってみようかと、手に取った利用説明書は、ずっしりと重い。分厚い説明書を開けてみると、これでもかという程、色々な情報が書かれている。そもそも、これを読まないと思えないのかと思うと、もう駄目だと投げ出したくなる、そんな経験を、皆さん、結構お持ちだと思うのです。これが知識基盤型社会の典型例で、何かをしようと思うと多くの知識や技能が必要になってくるように思えます。

ところが、こういうことについては、子どもたちは天賦の才に恵まれていて、基本的なところだけマニュアルに目を通すと、実際に使い始めて、基本的な操作をマスターする。そのあとは、必要に応じてマニュアルを見ながら、使い方をどんどんマスターして、色々工夫をし、我々が想像しないような使い方までし始めます。そして、そのうちに、こんな操作ができるといい、こんな機能があると便利だとか言い出しますよね。大切なのは、この能力なのです。

おそらく、子どもたちが携帯電話を使う前に、あの分厚いマニュアルを用いて、携帯電話の使い方の授業をやり、一章分ごとに小テストをやって成績を評価し、すべて合格したら携帯電話を使うことができることにしたら、相当数の子が途中で挫折するでしょう。しかも、携帯電話の機種が新しくなれば、古い機種のマニュアルで得た細かな知識は役に立たないのです。

学ぶということは、単に知識を詰め込むことではありません。一定の知識を習得した上で、それを活用できるようになること、そして、さらに新たな知識を自ら獲得し、あるいは生み出していく方法を身につけていくことなのです。これが、知識基盤型社会における生きる力として求められている能力だと思っていただくと、イメージがしやすいのではないのでしょうか。いまの子どもたちに学ぶ能力がないわけではなく、どうすれば、こうした能力を、携帯電話やゲームにではなく、学校での学習に用い、伸ばしてくれるかが、問題なのだろうと思います。

そもそも、基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力等の能力の育成は、二者択一的な関係に立つものではありません。例えば思考力や判断力を伸ばすと言っても、知識を全く用いずに考えるなど、まさに空を切るようなものであって、できないのです。ある対象について言葉を使って考える以上とは、その対象や言葉についての基本的な知識を習得し用いなければ、考えるということではできません。したがって、考える力・判断をする力を伸ばすためには、知識を教えることが重要な前提になります。知識偏重あるいは知識詰め込み型の教育として問題があるのは、習得すべき知識を精選せず、知識相互の関係を理解させないままに、個々の知識をそれ自体として習得させることです。このような学習では、結局、見方・考え方の学習に結びつくことがないのです。

この点については、中央教育審議会において、次のように指摘がなされています。「民主主義や法の支配といった各教科の基本的な概念などの理解は、これらの概念等に関する個々の知識を体系化することを可能とし、知識・技能を活用する活動にとって重要な意味をもつものであり、教育内容として重視すべきものとして、適切に位置付けていくことが必要である」。いま申し上げたことは、まさ

にこの点に関わるもので、「生きる力」というと新しく聞こえますが、謂わんとすることは、結局、従来から教育の基本とされてきたことなのだろうと思います。

○生きる力と法教育・道徳教育

道徳教育や法教育との関連で、生きる力について付言しますと、個別の知識や経験を人間としての在り方生き方の問題に結び付けていって欲しいのです。例えば、道徳教育の充実・改善を行うために、「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用」(中学校学習指導要領第3章道徳)の必要性が説かれています。しかし、これを安易に捉えないでいただきたいのです。確かに、人としての在り方生き方を学んでいくうえで、スポーツは大きな役割を果たすと思います。しかし、練習をして、試合に勝ち続けたから、それだけで道徳性が高まるというわけではありません。

ある野球少年が、中学校で野球部に入るとします。そこで知り合った先輩にかわいがられ、練習や面倒を見てもらいながら、だんだんとうまくなっていく。その先輩が3年生になって、中学校最後の大会を迎える。そのときに、監督からベンチ入りを指示されたのは、先輩ではなく、後輩の自分だった。先輩の方を見ると、黙ってうつむいている。

このとき、いったいどうすればよいのでしょうか。そこに唯一の答えなどありません。およそ人間であれば、このようにすることが正しい答えで、そのほかは間違っているなどと言えないのではないのでしょうか。この現実とどのように向き合い、それをどのように乗り越えていくのか。これは自分で見出していくしかありません。こうした積み重ねが、彼の道徳性を、そして人としての個性を形作っていくのです。そして、そのときに互いにかけて言葉に、あるいは、かけることのできなかったその言葉に、二人の人間性が現れる。このとき、言葉は「生きた」言葉になるのではないのでしょうか。これが、生きる力を育むための道徳あるいは倫理教育ではないかと思うのです。

私自身は、ただただ周りと揉め事を起こさないために、人を傷つけないようにするために、道徳があるわけではないと思うのです。どれほど揉め事を起こさないでおこうとしても、どれほど他人を傷つけないでおこうとしても、揉め事を起こし、人を傷つけざるを得ないのが、人間なのだと思いません。むしろ、人は他人を傷つけざるを得ない存在であるがゆえに、様々な葛藤の中で生きてゆかざるを得ないがゆえに、道徳があり、良心があるのではないのでしょうか。

私が好きな小林秀雄の文章に次のような一節があります。

「人生を簡単に考えてみても、人生は簡単にはならない。道徳の問題を考えるに際し、良心の問題を除外し得ても、良心とは問題ではなく、事実なのであるから、彼が意識するとしないとを問わず、彼の心のうちに止まるであろう。」(小林秀雄「良心」)

学校は教える場です。先ほども言いましたように、学校教育において、教えることの重要性は決して否定することはできません。ただ、学校は、教えることのできない何かを学ばせる場でもあって欲しい。そのための工夫が必要なのだと思います。

2. 法教育とは何か？

○法と日本社会

次に、こうした生きる力の育成との関係で、法教育とは何かという問題に、話を進めていきたいと思えます。

法、正義、裁判、こうした言葉を聞くと、また難しい厄介な話が始まったなと思われる方がほとんどなのだろうと思います。人間関係において法や権利などを持ち出すのは、「和を以って貴しとなす」日本社会に合わないのだという意見もよく耳にします。とりわけ、学校教育の現場で法というと、教育行政法規と学校管理、非行や警察沙汰、あるいは子どもや親の権利主張などが連想されて、もうちょっと勘弁してほしいというのが本音なのかもしれません。

確かに、心を穏やかにして、いつも微笑みながら仲睦まじく暮らしてきたのが、伝統的な日本社会なのだと思いたい気持ちはよくわかります。私だってそう思いたい。しかし、「和を以って貴しとなせ」と説いた厩戸皇子の生きた時代が、和の精神に満ちていたわけではないことは、その子孫を襲っ

た悲劇を思い起こすだけでも十分でしょう。どこかに理想的な時代があって、現代は墮落に向かって
いるのだと嘆いてみても始まりません。

夏目漱石の有名な言葉に、「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈
だ。」(夏目漱石「草枕」)というのがありますが、日本人も道理、情、あるいは力といった問題につ
いて考え悩みながら、この社会を築いてきたわけですから、それだからこそ、「法」や「正義」あるいは
「権利」といった西欧に起源を持つ言葉の仰々しさに戸惑う人であっても、例えば、「あなたの言っ
ていることは無理ですよ。世の中には、道理というものがあるでしょう。」と言われたときには、そ
れほど違和感を持たないと思うのです。やはり、人が共に生きていくために、互いに尊重すべき道理
はあるのではないのでしょうか。

現在、日本社会は、変革期・転換期の中にあります。我々が抱えている困難な課題を直視して、い
ま一度この社会の道理を、法や正義あるいは公正という視点から、自分たちの頭で考え直してみよ
う。そして、考えたことを言葉にして議論をし、みんなでよりよい在り方を探っていこうじゃない
か、これが法教育の原点だと考えていただければと思います。

○共生のルールとしての法と法教育

そもそも、法とは何か、法はどのように定義されるのかと問われると、これは学問的にも難しい
問題で、法律の専門家の間でも見解の一致があるわけではありません。人文社会科学の場合には、
「国家とは何か」「心とは何なのか」など、基本的な概念ほど考えると難しいものなのです。

ただ、今日お話をする「法教育」を考えるという観点からは、「多様な人々が社会をつくり、共に
生き、互いに共同していくために尊重しなければならない最低限のルールあるいは道理」を法だと考
えてみればどうでしょうか。例えば、人を傷つけてはならないとか、約束は守らなければならない、
あるいは嘘を言って人を陥れてはならない、これらはどれをとっても人として守るべき当然の道理だ
と言われていることです。そして、それは、同時に法の基本的な内容なのです。

このように考えますと、法は難しいからと言って、共生のための道理あるいはルールを学校教育で
十分に取扱っていないということの方が不思議なのではないのでしょうか。

一般に、法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となってい
る価値を理解し、法的なものを見方・考え方を身に付けるための教育であるといわれています。

第一のポイントは、法律専門家でない一般の人々を対象とすることです。学校教育について申し上
げますと、法教育は、法科大学院や法学部での法曹養成教育、あるいは法学部志望の生徒に法律学
の入門を教える進学準備教育ではなく、初等・中等教育段階にある児童・生徒を広く対象にしていま
す。また、生涯教育の観点からは、法律に関係する仕事に携わっている者に対する職業教育ではな
く、一般市民を対象とするものです。

このことは、わが国の歴史を振り返ってみますと、画期的な意味を有すると思います。これまで日
本社会は、法は高度の専門性を有するもので、人々を支配する統治の技術として学ぶべきものである
から、帝国大学法科大学においてこそ学ぶにふさわしいと位置付けた明治以来の伝統を、無意識の
内に引き継いできました。つまり、法は統治を行う側が知っていればよいことで、一般の人々が詳
しく知る必要はないと考えられてきたわけですから、実際、これまで初等・中等教育において、法を
まとまった形で取扱ってはきませんでした。

しかし、よくよく考えてみると、これはおかしな話なのです。日本国憲法は、国民主権を定めてい
ると言いますが、それでは、国民主権国家において法は誰のために存在するのでしょうか。法は誰
が定め、その正統性を支えるのは誰なのでしょうか。法教育が注目されてきたのは、「国家及び社会
の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」(教育基本法第5条第2項)ことの意味を、真
剣に考え直すべき時期が来たということではないかと考えています。

第二のポイントは、法教育は、法や司法制度の基礎にある価値を理解し、法的な見方・考え方の
基本を身につけるための教育だという点です。そもそも、職業経験も乏しく、また社会経験も決
して豊かとはいえない児童・生徒に、細かな条文解釈や判例の暗記を求めることには、それほど
意味がありません。

とはいえ、いざ法律書を開いてみますと、例えば、*「カシタンポセキニン」「ミヒツのコイ」など―「密室の恋」ではありません―、さあ漢字で書きなさいと言われれば、優秀な先生方でもほとんど書けないような難解な専門用語があるのも確かです。

* 「瑕疵担保責任」「未必の故意」

また条文を読むと、例えば、民法第533条は、「双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。」と定めており、これを「同時履行の抗弁」といいます。先ほどの携帯電話のマニュアルではないですが、もうこのあたりで、すでに頭が痛くなってこられたかもしれません。しかし、そんなに高度なことを言っているわけではありません。

コンビニエンスストアに行って、おにぎりを買うとしますね。これは、れっきとした売買契約の締結です。売買契約を結ぶと、お店にはおにぎりを私に引き渡す義務と、私には代金を支払う義務が生じます。お互いに義務を負うので、双務契約というのです。そして、普通は、おにぎりを受け取ると、代金を支払うのは同時ですね。もちろん、今日おにぎりを受け取って、支払いは1週間後にすることも不可能ではありません。しかし、店にしてみると、どこの誰だかわからない人を相手に、支払いを1週間後にするわけにはいきません。ですから、いま代金を支払ってくれなければ、おにぎりを渡せませんと言うでしょう。では、そのような店の言い分は法的に通るのでしょうか。先ほどの民法第533条は、そのような店の言い分に道理があると認める規定で、お互いが同時におにぎりの引き渡しと代金の支払い義務を果たすことになりまますから、同時履行と呼ぶわけです。専門的な正確さを期すために難しい用語や、もって回った言い方をしていますが、常識でご理解いただける内容だと思うのです。法は、本来、みんなが守るべきものですから、普通の人々が誰も理解できないような、あるいは納得できないような法は、守りようがないのです。

その意味で、私自身は、専門用語の難しさなどの問題をさほど深刻に考えていません。なぜなら、専門用語が難しければ、専門家に聞いてもらえばよいのです。日本社会は素人が遠慮がちで、わからないのは自分が悪いと考えてしまいます。わからないのは自分が悪いのだから、わかりもしないのに一々専門家に聞くのは恥ずかしい、あるいは失礼だと考えるわけです。もちろん、わかってもないのに偉そうなことばかり言うのは問題です。素人だから偉いというわけでもありません。しかし、難しいことを言っているから専門家が偉いわけではなく、難しいことをきちんと説明して対応してくれるから偉いのだという方向を目指さなければなりません。そうでなければ、個人の尊厳と平等を尊重する社会において、専門家の権威を健全な形で維持することは困難になってくるでしょう。それが、近年重視されている説明責任ということであって、もし法律用語などについて難しい点があれば、法律家が説明責任を果たすべきであると思います。法教育を確実に実施していく上で、教材作成や授業の工夫に法曹や法律学者が協力しなければならない理由もまたここにあるのです。

○法教育の難しさ

法教育において本当に難しいのは、専門用語等の難しさではなく、むしろ、そこに必ずしも自明の答えがあるわけではないという点です。例えば、「約束は守らなければならない」というルールですが、これが共生のために必要な道理だということは、広く受け入れられています。したがって、児童や生徒に対して「約束は守らないといけないよ」と教えることになるでしょうし、それ自体は難しいことではありません。しかし、実際にこの道理を自分たちの生活の中で実現していこうとすると、これは非常に難しいことなのです。

例えば、ある日、ある子どもが、友達から相談したいことがあるのだけれど、絶対に秘密にしてくれるかと言われるとします。わかったよと約束すると、友達は自分が犯してしまった悪事、場合によっては万引きなど犯罪に当たる話を打ち明けます。話を聞いて、その場はそのまま別れたけれども、しかし、よくよく考えてみると、黙っていられるような内容ではないと子どもが悩むことになったとします。では、その子どもは友達との約束を守るべきなのか、守るべきでないのでしょうか。

約束を守らなければならないということを言葉の上で理解することはできます。しかし、自分が生きていく上で実際に生かしていくということになると、自らを取り巻くさまざまな事情をきちんと考

えていかなければなりません。そして、何のために約束を守らないといけないのかということを考える必要が出てきます。そして、そこには人間としての在り方生き方の問題が関わってくるのです。法の本当の難しさは、ここに 있습니다。100%の正義など、滅多にないのです。

ただ、この難しさというのは、人が共に生きていく上で生じる難しさであって、我々大人は皆、日々悩んでいる問題です。むしろ責任ある大人だからこそ、こうした問題について考え、悩みながらも決断をし、その結果を引き受けていかなければなりません。

今、学校で教えなければならないことは山積しています。数学も大事ですし、理科も大事です。ここまで言うとも国語も言え、英語も言えと言われるのですが、みんな大事であることは疑いごさいません。しかしながら、数学の問題をたくさん解けるから、あるいは理科の公式を正確に記憶しているから大人になるというわけではありません。

大人に育てる教育というのは、ある意味で矛盾をはらんでいるのかもしれませんが。大人とは、自分で考えて、自分自身で生き方を決め、その責任を自分で引き受けなければならない存在です。ですから、いつまでも人に手取り足取り教えてもらっていてはいけません。果たして、いま我々大人は、大人になるということの意味、一人前の人間として、他者と共に生きる誇りや悩み、喜びや苦しみを、子どもたちに伝えられているのでしょうか。

その意味で、法教育や道徳教育は、子どもたちが難しい問題を抱えているから、子どもたちを何とかしなければいけないから、行わなければならない教育ではないと思うのです。難しい問題を抱え、何とかしなければいけないのは、我々大人の社会です。法教育や道徳教育の取り扱う問題が難しいのは、それが最大の理由なのではないのでしょうか。法教育において、問われているのは、子どもたちの在り方や学校教育の在り方だけではありません。子どもたちの目を通して、我々の社会の在り方が、我々大人の力量が関わられるのです。だからこそ、法教育は、「法」という特殊な領域に関する知識の教授を目指すのではなく、生きる力と密接に関連する形で行われなければならないと、私は考えています。

3. 法教育の基本理念・目標

○自由で公正な民主社会

それでは、このような法教育の基本理念・目標はどのようなものなのでしょうか。わが国の法教育の在り方を考える上では、なによりもまず、「法の法」すなわち国の最高法規たる憲法の考え方を前提にする必要があります。そこで、法教育においては、憲法が前提とする「自由で公正な民主社会」を形成し、維持・発展を図るために必要となる法的な見方・考え方を子どもたちに習得させることを目的としています。

先ほど、明治期における法学教育に触れましたが、わが国の伝統的な意識の中では、法や規範意識という、どうしても「～をしてはいけません」という禁止や、「～をしなさい」という命令などの「拘束」と結びつきます。しかし、法教育は決して管理型社会を目指しているわけではありません。むしろ、法によって人々の生活が守られ、法を用いることによって自らの目標を実現することができること、言い換えれば、法は人々の生活をより豊かにするためのものであることを理解させることが最も重要だと考えています。様々な考え方や価値観を持ち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、尊重しながら、ともに協力して生きていくことのできる社会、より簡潔な言い方をすれば、「みんなとともに自分らしく生きることのできる社会」あるいは「自由で公正な民主社会」を構築・維持するために、法がいかなる役割を果たし、また果たすべきか、それを理解し学んでいこうとするものが法教育なのです。

○個人の尊重と共同のための公正な条件

したがって、法教育は、「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識」（中学校学習指導要領社会〔公民的分野〕目標）させること、「個人の尊重を基礎として、…生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる」（高等学校学習指導要領公民・現代社会・内容(2)

ウ)こと等と密接に関連をしています。

この問題については、自由と共同の意義を考えることが重要だと思います。人は、各々かけがえのない人生を生きています。自分の人生をいとおしみ、人間として自分らしく生きたいと考えています。そのような一人ひとりの思いを大切にしようという願いが、憲法の個人の尊重あるいは基本的人権保障の基礎に存在しています。しかし、人が自分らしく生きるためには他人の協力が不可欠なのだということも、当たり前前提として子どもたちに適切に認識してもらう必要があります。私が私らしく生きていく、あるいは私が私らしさというものを生かしていくためには、私とは異なるあなたのあなたらしさというものを活かしてもらう必要があるのであって、そういう多様な人たちが互いに協力をするを通じて、我々の生活は豊かになっていくのです。

共同といいますと、どうしても、ある一つの目的を実現するために、各自が自分を押し殺して我慢することだと思われがちです。しかし、実際は必ずしもそうではないのです。それを示すために、先日、鳥羽高校の3年生の皆さんに講演をした際にも話をした例を用いましょう。例えば、ある品物を作って売ること考えてみます。ここでは、ものを作る力を生産力、ものを売る力を交渉力とします。Aさんの生産力は、1時間に1個ですが、交渉力があり、彼に任せると、1時間に2件の契約をまとめることができます。Bさんは、手が器用なので1時間で2個の商品を作れますが、口下手で、1時間に1件しか契約を取ることができません。この場合、それぞれ自分で商品を作って売ること考えてみます。Aさんだけで商品を作って売ると、3時間で何個売れるでしょうか？ 答えは、2個ですね。最初に1時間で2件の売買契約を結ぶことができますが、2個の商品を作るのに2時間かかりますから、結果として3時間で2個の商品を作って売ることになります。Bさんの場合は、最初に1時間かけて2個の商品を作り、これを2時間かけて売りますから、結局、彼も3時間かけて2個の商品を作って売ることになります。そして、AさんとBさんを合わせると、3時間で4個の商品が生産・販売されるわけです。それに対して、それぞれが自分の得意な仕事だけをすれば、どうなるでしょうか？ Aさんは交渉力があるので、3時間あれば6件の売買契約を結びます。一方、Bさんは3時間あれば6個の商品を作ることができますから、2人合わせると、3時間で6個の商品を生産・販売することができます。つまり、先ほどの場合に比べて、2個分多くの利益がもたらされるわけです。これが、分業という協力の在り方なのです。

ただ単に、自分が得意なこと、好きなことだけをやっているだけでは、生きていくことはできません。ところが、二人が協力すれば、得意なことをすることで、より大きな利益を生み出すことができるのです。こうした分業は、家族やクラスでの仕事の割り振りから、TPPが問題となっている国際貿易まで、様々なところで見られます。

この点に関連して、是非、子どもたちに理解させていただきたい点が2点あります。

一点目は、自分の個性・得意な能力を伸ばしていくということは、自分の幸せになるだけでなく、それをみんなのために生かせば、みんなの幸せにもなるということです。このことは共同の在り方について、大切なことを教えてくれます。みんなで同じことをすることばかりが、共同ではありません。それぞれが違うことをすることで、大きな力が生み出されることになるのです。例えば、協力しようということになると、似た者同士が集まることが多いですね。スポーツ好きはスポーツ好き同士で、音楽好きは音楽好き同士で集まりますし、性格も似たものが集まりやすいです。確かに、似た者同士ですと、お互いわかりやすく、意見もまとまりやすいですから、意思疎通に必要なコストは少なくてすみます。しかし、この似た者同士の場合には、長所も短所も似ているので、お互いの短所を補って、大きな力を発揮することが難しいのです。先ほどの例の場合ですと、Bさんのようにものを作るのが得意な人が集まると、お互い気が合ってよい商品を作ることができるかもしれませんが、その商品を一体誰が売るのでしょうか？これとは反対に、違う者同士は相手のことがわかりにくいけれども、本当に協力できるなら、相手は自分にできないことをやってくれるのですから、より大きな力を生み出すことができます。異なる者同士の協力関係は、とても大切なことなのです。

二点目は、分業システムでは、お互いがお互いを支え合っているということです。先ほどの例ですと、AさんはBさんがいてくれるから商品売りに専心できるし、BさんはAさんが商品売ってくれるからこそ、もの作りを続けることができるのです。つまり、一人で生きるなら、本当は自分

がしなければならないことを、誰かが代わりにやってくれているおかげで、自分がいまの仕事をする
ことができる、そのような相互依存の構造が分業システムなのです。従って、究極的には、何かの仕
事や役割が偉くて、他の何かの仕事や役割がくだらないということはないのです。よく「仕事に貴賤
はない」と言われますが、その本当の意味はここにあるのではないかと思います。

そして、お互いに支え合っている以上は、お互いに敬意を払わなければなりません。確かに、自分
のやっている仕事を大切だと思うことは重要です。こんなくだらないことと思って、ちゃんとした仕
事ができるはずがありません。ですから、自分がやっていることを大切だと思わないといけません
が、しかし、自分のやっていることだけが大切なのではないのです。分業システムは、結局、お互い
がお互いを支えているのですから、何だかんだいって、相手がいなくなると本当は困るのです。互
いに敬意を払うこと、それが協力関係を築くための条件です。

しかし、職業に貴賤はないとか、どの仕事も大事だと言ってみても、職業によって給料や報酬が違
う現実があります。そこで、報酬が違う以上は、仕事にもランクがあるはずだという意見も出てきま
す。確かに、お金は大切です、報酬の多い少ないなど、どうでもよいとは言いません。ただ、それ
でも分かっておいてもらいたいことがあります。例えば、空気とダイヤモンド、どちらの値段が高いで
すか？ダイヤモンドですね。空気を吸ったり吐いたりするのはお金がいりませんが、ダイヤモンド
は高額です。では、空気とダイヤモンド、どちらが大切でしょうか？人間が生きていくためには、ど
ちらが必要なのでしょうか？ダイヤモンドはなくても生きていけますが、空気がないと生きていけませ
ん。空気はただですが、人間にとって大切に、ダイヤモンドは生きるためにそれほど必要ではありま
せんが、高価なのです。なぜこのようなことになるのでしょうか？それは、みんなが欲しいと思うダ
イヤモンドの量よりも、存在するダイヤモンドの量が少ないから、ダイヤモンドは高価なのです。そ
れに対して、空気は、必要とされる量より多く存在しているから、ただなのです。それと同じで、仕
事の中で、多くの人ができない仕事をできる人に対しては、それをやってくれる人が少ないから、給
料が高くなります。しかし、そういう仕事だけが大切かといえば、多くの人にもできるかもしれない
が、誰かがやらないといけないことをちゃんとやるということも大切な仕事です。価格がどのよう
にして成立するのか、価格にはどのような合理性があるのか、価格によって量れない価値があるのか、
こうした点をしっかり考え学ぶことが、市場を学ぶことなのではないでしょうか。

このような形で、共同の意義を考えますと、自分がより幸福になるためにみんなと協力するの
ですから、共同のために自分らしさを全く否定されてしまっては意味がありません。また、みんな
で共同するので、どのような共同が望ましいかについてそれぞれが意見を言えなければおかしい
です。努力によって生み出された共同の成果を各人が享受できなければ公正とはいえない
でしょう。こうした条件を各人が守り、互いに信頼して活動できる環境を維持すること、これが
法や契約の重要な役割なのです。中学校公民的分野の新学習指導要領において、「人間は本来社会的存在であることに
着目をさせ、…きまりの意義について考えさせ、…契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の
責任に気付かせる」とされたのは、まさにこの点に関わります。国家・社会を形成するために、社会
契約や憲法、法律や契約が必要となるのは、法や契約が共同・協力の公正な条件として人々の権利と
責任を定める共生のための相互尊重のルールであるからなのです。

○自由・権利と責任・義務

ただ、やはり法教育などを行うと、子どもたちには理屈ばかりを覚えさせて、自由だ、権利だと自
分勝手を助長するのではないかという危惧感を持つ方がいると思います。確かに、そうした指摘も
っともなところがあるのですが、ただ、私自身は、そういう事態に陥るのは、法教育自体が誤って
いるからではなく、法教育の取組が表面的で中途半端なものに終わってしまうからだと考えています。

例えば、私には生きる権利があります。しかし、私だけに生きる権利があるわけではありません。
私が生きたいと思うように、みんなも生きたいと思っている。私が笑い泣くように、みんなも笑い泣
きながら生きているわけです。だから、あなたにも、彼にも、彼女にも生きる権利があるはずな
のであって、私が自らの生きる権利を主張する以上、他者の生きる権利を尊重しなければならない。言い
換えれば、人を殺してはならないという義務を負わなければならないというところまで、しっかり教

える必要があるのです。

人としての権利の問題を真剣に考えれば、必ず人としての義務・責任という問題にたどり着きます。例えば、人としての強さと優しさを考えてください。強い人間か優しい人間かというのは、実は二者択一ではありません。優しさのない強さというのは単なる横暴ですし、強さのない優しさというのは単なる甘やかしでしょう。だから、人としての優しさを真面目に考えれば、強さの問題を真剣に受けとめなければならないように、権利を真剣に考えれば、当然、人としての責任の問題を真剣に受けとめなければならないと思います。取り組まなければならない課題は、真剣に取り組まなければならないと思います。中途半端な取り組みは、往々にして最悪の結果を招きます。自由・権利と責任・義務の問題もまた然りだと考えるべきでしょう。

では、権利と義務のどちらから入るかということですが、今申し上げましたように、最後までしっかりと学ぶことができるのであれば、どちらでもよいと思います。ただ、従来の教育では、どうしても義務が強調されがちなのですね。ですから、「～をしてはいけない」「～はするな」と否定的な面ばかりが出てきます。しかし、私は、もう少し、肯定的・積極的な面を出していてもよいのではないかと思います。例えば、コップに半分の水があるときに、「コップに半分しか水がない」と言うか、「コップに半分も水がある」と言うか、事実は同じでも姿勢の違いがあるわけですね。どうも義務から入るのは、「コップに半分しか水がない」的な姿勢で、最初から子ども達を委縮させてしまうのではないかという気がします。これは私の個人的な印象ですので、最終的には先生方に工夫をしていただければと思います。

いずれにせよ、このような理解に立つのであれば、規範意識の涵養ということも、基本的には、法によって自らの権利や自由が守られている、だからこその他者の権利、自由もまた尊重しなければならないのだ、この点をしっかり理解をさせることを通じて行われるべきだと思っています。つまり、法を通じて自分を含めたみんなが生かされるがゆえに、法を守らなければならない。逆に言えば、自分を含めたみんなが活かされないような法は、本来、法の名に値しないのであって、それをよりよいものに改めていくことが自分を含めたみんなの責任なのだということをしっかり自覚させる。これが日本国憲法のもとでの規範意識の涵養ということではないでしょうか。

○生きるということ

ただ、「自由で公正な民主社会」といっても、観念的な理想論に陥ることのないように注意しなければなりません。大人になって社会に出れば、人生、理不尽なことはいくらかあるということも、子どもたちにわかってもらう必要があります。多様な人々が共存する以上、自分の思い通りにはいきませんし、他人との揉め事は必ず起きます。辛い出来事にも遭遇するでしょう。自由で公正な民主社会といっても、何の悩みも問題もないお気楽な社会ではありません。そうした現実の中で、何よりも大切なのは、たとえ理不尽なことがあろうとも、「生きる」ということです。自分はこのようにひどい目にあっただけだからと、死んではいけない。その理不尽なことと、どう向きあうのか、理不尽なことをどう変えていくのか。口でいうのは簡単ですが、実際にやろうとすると、それがどれ程大変で、そのために何をどのようにしなければならぬかを学ぶこと、それが生きる力を身に付けることなのです。

最近の子どもたちについては、他人に対する共感が足りないとか、人のことを考えないと、一般によく問題が指摘されています。しかし、少年問題に詳しい専門家にお聞きしますと、異口同音に出てくるのは、他者に対する共感の低い子は自尊感情が著しく低いということです。自分が生きていても仕方がない、あるいはどうなってもいいと思う子に対して、人を殺してはいけない、あるいは他人を大切にしろと教えるのは、とても難しいことなのです。その意味で、自尊感情、すなわち自分は生きるに値する大切な存在なのだという感覚を安定して持ち、本当の意味で自分を大切にできる子を育てることが、法教育の大前提であって、とりわけ幼児期の家庭教育や小学校段階での教育にとって重要な課題ではないかと思っています。

4. 法教育を通じて育成される能力・資質

○法的リテラシーの習得

次に、このような法教育を通じて、具体的にどのような能力、資質を育てていくのかが問題になります。限られた学習時間の中では、あれも教えましょう、これも教えましょうと、いろんな内容を盛り込むことはできません。それゆえ教えるべき法的知識について精選するとともに、やはり市民として法にかかわるための基礎的な能力・資質(法的リテラシー)を身につけさせることに重点を置く必要があると考えられます。

では、具体的にどのような能力が法的リテラシーとして重要かということですが、第1に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第2に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第3に、多様な意見を調整し、合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力、そしてこれらを支える根源的な資質として、先ほど触れた自尊感情及び他者に対する共感を挙げています。

これらの能力・資質というのは、法教育に限らず、学校教育一般において重要な基礎的な能力・資質です。わが国の学校教育は教育基本法に基づいて行われているわけですが、その教育基本法は日本国憲法に基礎を持ちます。したがって、日本国憲法を最高法規とするわが国の法教育において育成されるべき能力・資質と、教育基本法の下、わが国の学校教育で育成することが求められる能力・資質に共通性があるのは、むしろ当然のことなのでしょう。いずれにせよ、これらの能力・資質が法あるいは司法と密接にかかわっています。冒頭に申し上げました司法制度改革審議会意見書にこのような言葉があります。

「ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つながるものである」。

○聞くということ

真摯に語られる正義の言葉に真剣に耳を傾ける、人の話をきちんと聞くことができるということはとても大切な姿勢です。ある本に、人の口が1つで耳が2つあるのは、自分がしゃべる2倍は人の話を聞けということだと書いてあります。ごもっともと思うのですが、それでもなかなか実際にその通りするのは難しいのです。

私自身、偉そうなことを言っていますが、結婚して20年、妻の話を聞くことがとても苦手です。仕事で遅く帰ってきて、食事をしている横で、近所でどういことがあった、子どもがどうだったと、一生懸命話をしてくれます。ただ、疲れていることもあるのでしょう、最初の私の反応は、関係ないと思うと聞き流す、これをやるわけですね。そうすると、「どうしてあなたは私の話を聞いてくれないの」と言われますので、気を入れて聞こうとします。「聞いているなら何か言いなさい」と言うから、意見を言うわけですね。私も法律学者ですから理屈が勝ってしまうので、あれこれ言ったあげく、「そういう意味でおまえにも悪い点があると思うよ」なんて言うわけですね。はっと気がついたときには、すでに起爆スイッチを押しているわけです。

では、なぜ人の話を聞くということが大切なのか。実は相手の話にしっかり耳を傾けるということは、まさにその人を尊重しているという姿勢を示しているということなのです。そもそも、人の話、とりわけ自分とは異なる意見を真摯に聞くということは、人にはそれぞれ意見があって、その意見を当然に表明することができるのだということを前提として認めているということです。その上で、今、私の前で異なる意見を話しているその人を、自分と対等の存在だと承認するということをも示しているのです。人の話を聞くという単純な行為によって、このようなメッセージのすべてを相手に伝えている、逆に言うと、人の話を聞かないということは、これと全く逆のメッセージを相手に伝えていることになります。

その意味で、人の話をしっかり聞く姿勢を身につけるといことは、多様な人々が共生するための相互尊重のルールを体得する過程にほかなりません。これを憲法の観点から見ますと、自分とは相異なる他人の主張に対して真剣に耳を傾けることのできる子どもは、たとえ憲法第21条を知らなくて

も、表現の自由の本質を理解しています。表現の自由の教育は、憲法第21条を暗唱させることなのではありません。

もちろん、法律の専門家を養成するというのであれば、最高裁判例も教えますし、専門的・技術的な知識も教えます。しかし、初等中等教育で学んでもらわなければならない憲法は、そのような専門技術ではありません。基本的人権が、多様な人々が共生してくるためにお互いに尊重しなければならない権利であるなら、いま申し上げたような点をしっかりと身につけさせていただくことが大切なのです。その意味で、法教育は真の意味での生きる力の育成にならなければなりません。

○言語活動の充実と法

また、新学習指導要領で重視されている点として、言語活動の充実、言語力の育成があります。言語教育の重視といいますと、どうしても美しい日本語の継承といった、文学的な側面が強調されます。それはそれで大事なのですが、しかし同時に、法にとって言葉が命なのだということも理解していただく必要があるだろうと思います。

法の支配は、暴力ではなく、言葉によってお互いを理解し説得することによって、社会を築くべきであるという信念に依拠しています。したがって、言葉の力の低下によって、こうした関係形成が崩れますと、法の支配の基礎が失われていくことになります。これは、幼い子どもを見ていけばよくわかることで、大体自分の言いたいことをうまく言えない子が手を出します。したがって、子どもたちの思いに対して、いかに言葉を与えることができるのか。それは法教育以前の段階の問題かもしれませんが、非常に重要な問題であると考えています。

それと同時に、真摯な言葉の積み重ねを通じて、自分も、また周りも変わっていくのだということ子どもたちに実体験させる必要があります。これが言葉に対する信頼の基礎になるからです。自分の思いを言葉にして相手に伝えていく強さと、相手が言葉に託した思いに耳を傾ける優しさ、この両方をいかにして育てていくかということが、公正さ、公平さという法の基本的価値を理解させる上で最も重要な点になるのではないのでしょうか。

5. 法教育で主として取り扱うべき基本領域

次に、法教育で取り扱うべき基本領域について考えましょう。理論的にいえば、①法の意義・目的を学ぶ領域、②個人と個人の間を法的に理解し学ぶ領域、③個人と国家の間を法的に理解し学ぶ領域、そして④法を実現するための過程を学ぶ領域に整理することができます。そして、それぞれが、①法とルール、②私法の基本的な考え方と消費者教育、③憲法、④司法・裁判の教育に対応します。法務省の法教育研究会の報告書(『はじめての法教育』)も、この4分野について教材を作成しております。時間の関係で、今日は、ルールの形成と司法・裁判教育について簡単に触れておくことにします。

○ルールの形成

まず、法とルールですが、私自身、京都市立紫竹小学校で、法教育研究会が作成した教材を使って、ごみ収集場所をどのように決定するかという授業を行いました。こうしたルール作りを通じて、ルールがなぜ必要か、あるいはルールをどのように決めるのかを考えさせる授業です。

もちろん、取り扱うべき題材は、発達段階あるいは生徒の成熟度に合わせて選んでいただければよいと思います。例えば小学校の場合ですと、法的な問題を直接取り扱っても、やはり子どもたちの能力を超えることになりませんから、文字通り、「約束を守ろう」という段階から入る必要があるでしょう。ルールづくりでも、体育の時間や休み時間などを使って、遊びのルールづくりをさせたりすることも有益ではないのでしょうか。

ルールをつくることによって遊びは成立する。そのルールを破ると、そのときは自分に有利かもしれないが、しかし、みんながルールを破れば、結局は遊びが成立しなくなってしまう。これは、ルールを守ることによって、自分たちは利益を得るし、自分たちの目的が遂行されるのだということ、まさに法教育の原風景として理解させることになるでしょう。小学校段階では、こういう実体験を通

じての積み重ねが重要になってきます。それに対して、中学校や高等学校になれば、地域社会の問題などを題材にして、ルールを考えさせることもできるでしょう。町内のごみ収集所の問題は、地域のごみ処理場の問題、さらには原子力発電所の設置や東日本大震災の瓦礫の処理などの国家的な問題へと発展させていくことができます。

このような学習において重要な点は、第一に、法が自分たちのものであるということをしっかり認識させることにあります。最初に触れたように、社会のルールを考えるということは、自分たちが依拠すべき道理を考えるということですから、本来はみんなが意見を言って考え、決めるべきことです。自分たちなりに工夫をして、考え、作り上げる。そしてそれを実際に動かしてみて、問題があれば、さらに議論をして変えればよいのだということをしっかり理解させる必要があります。

そして、第二に、このプロセスを体験させることを通じて、ルールを守る責任感を身に付けさせることです。紫竹小学校での授業の際は、担任の先生方の協力もありましたので、児童たちがよく意見を出して議論をしてくれました。その結果、授業の感想の中で、みんながこれほど色々な意見を持っているとは思わなかった、あるいは大人の世界は難しいというのがありました。話し合うことは、良いことですが、決して楽なことではありません。お茶のみ話ならよいのですが、結論をまとめるということになると大変です。

このようにルールをつくる際にみんなで議論するわけですが、そのときに一体どのような難しい問題があったのか、みんなで合意するのがいかに難しかったか、こうしたことをすべてわかった上で、みんなで守ろうというのと、だれが作ったのか、よくわからないけれど、守れと言うから守るというのでは、守ろうとする責任感に違いが出てきます。

ただ、そうは言っても、ルール作りなどをさせますと、やはり失敗は避けられません。とりわけ、教科の授業だけではなく、実際にクラスや学校のルールの作成を子どもたちに任せると、おかしなものを作ったり、うまくいかなかったりすることもあると思います。ただ、きれいごとだと思われるかもしれませんが、信頼という言葉は、裏切られる可能性を前提にしています。必ずそうなること、例えば、明日の朝、東の空から太陽が昇ることは、「知っている」のであって、それを「信頼している」ではありません。誰かを信頼するということは、失敗する可能性があることをわかったうえで、それでも任せるといことなのです。だからこそ、その信頼に応えようと責任感を持つのです。信頼もしないのに、責任感だけ持たせようなどという都合のよいことはできません。

その意味で、子どもたちが育っていくためには、失敗を許してやる空間が必要です。ただ、その失敗が取り返しのつかない失敗にならないように、同時に見守る空間である必要があります。本来、家庭や学校はそういう空間であることを期待されているのではないのでしょうか。子どもたちが失敗し、それを乗り越えていくことを見守るということは大変なことです。世の中が、学校や子どもたちの些細な失敗に厳しくなっているのは、その大変さに耐えられなくなっているからかもしれません。

また、第三に、厳密な定義の理解や、概念的な反省はより発達段階が進んでからに行うとしても、日常生活の中で、例えば、「公正」(fair)、「自由」「平等」といった言葉を使うことに慣れさせていく必要があります。冒頭でも触れましたが、言葉の持つ日常性はとても重要だからです。

法とルールに関する授業を単なる体験に留めてしまわないようにするには、こうした体験を通じて、公正、自由、平等、権利、責任といった、基本的な概念を理解させた上で、それを暗記するだけでなく、またそれをむやみやたらと振り回すのでもなく、自分の意見を説得的に主張するために適切に使えるようにしていくことが重要です。また、よりよいルールにするためには、どのような条件を満たす必要があるのか、そうした点も理解させる必要があるでしょう。これは、まさに「法はみんなのためのルール」であり、「みんなのことはみんなで決める」という大原則、すなわち民主主義教育に他なりません。

○司法・裁判の教育

最後に、司法及び裁判の教育について触れておきます。法教育といえますと、現在最も盛んに行われているのが模擬裁判です。模擬裁判には、色々な教育的効果があり、試されることをお勧めいたします。ただ、その際にも法律解釈や訴訟手続の細かな点を教えることには余り大きな意味はありませ

ん。司法・裁判の教育は、裁判員教育としての側面も強調されるのですが、この点に関する結論に変わりはないと思っています。

第一の理由は、人間の記憶には限界があるということです。30歳を過ぎて裁判員になったときに、訴訟制度については中学校のときに習ったでしょうと言われても、まず覚えていません。細かな点を正確に覚えさせようとしても、期末試験まではもつかもかもしれませんが、その後の保証がないわけで、そんな無理をする必要はないでしょう。

第二に、我が国の裁判員制度の場合は、裁判官が評議に入られますので、訴訟手続や法解釈については、プロである裁判官がわかりやすく説明されることが前提です。さらに言いますと、訴訟手続や法解釈については、最終的に、一緒に評議する裁判官の意見に従っていただく必要があるものであって、生半可な知識はかえって判断を誤らせる可能性もあります。

そもそも、裁判員制度は一般市民をプロの裁判官にするための制度ではなく、一般市民として裁判に関与してもらう制度なのです。つまり、裁判員制度において裁判員に期待されているのは、法的な専門知識ではなく、むしろ健全な常識と公正・公平な判断です。それゆえ、裁判員教育の目的は、一般市民を裁判官とひけをとらない程度に法的知識を持つようにすることではありません。

裁判員教育において重要なのは、なぜ裁判員として参加しないといけないのか、一般市民の司法参加にどのような意味があるのかということを理解させるとともに、むしろ先ほど申しました法的リテラシー、公正に事実を認識するとか、自分の意見を明確に述べて他人の主張を公平に理解しようとする姿勢だとか、こうした能力を身につけさせていくことだろうと思います。

こうした教育のために、法務省の法教育推進協議会では、模擬裁判のための教材を作りましたし、弁護士会でも様々な工夫をされています。法律家と学校の先生方が協力をして、実際にあった事件等を参考にしながら、教材が開発されてきており、実際に学校で実施しますと、子どもたちはああでもない、こうでもない議論をします。

確かに、模擬裁判はいくつかの意味で大変効果的です。生徒自身にやらせる場合には、自分たちの体験になります。また、これはある中学校での実践なのですが、現役の若手裁判官・検察官・弁護士に、子どもたちの前で模擬裁判をやらしてもらいました。生徒たちは迫真のやり取りに引きこまれますから、やはり、本物を見せることには、大きな効果があります。現在は、法律実務家も法教育には熱心に取り組んでおられますし、とりわけ京都は法教育プロジェクトを行ってききましたので、もしやってみたいというご希望があれば、弁護士会や法テラスなどにお問い合わせになればと思います。

ただ、重要なのは、これをイベントにしてしまっただけは駄目だということなのです。今日は面白かったね、ではどうしようもありません。こうした取組は、やはり法に関する学校教育課程の中に適切に位置付けられなければなりません。体験的学習を概念的あるいは理論的学習とどのように結びつけて、定着を図っていくのか、この点については学校の先生方と法律家の間で今後十分詰める必要があると思っています。

6. むすびにかえて

今回の学習指導要領の改訂においては、確かな学力を確立するためにさまざまな方策が取り入れられました。しかし、生きる力の育成という基本方針については堅持されています。

この生きる力の育成とは、知識を知識として暗記するだけではだめで、そうした基礎的な知識、技能を活用する力を育て、課題を解決するために探究を行う能力へと結びつけていくことが重要だとする考えであると理解しています。とりわけ法や道徳においては、人間としての在り方・生き方に関連づけることが、非常に重要な意義を有しているといえます。

ただ、教室で学ぶことには限界がございます。子どもたちは、実際には教室から巣立った後で、現実社会の中で多くのことをその身に刻みながら学んでいくということになります。ただ、そのときに、ああ、あのとき学んだことがこれなのだ、いま自分はあの問題に取り組まなければならないのだということに気づくことができる。そういう力を育むことが、生きる力の教育だと言えるのではないのでしょうか。

江戸時代に、ある侍が、禅僧に「地獄というのはあるのでしょうか。私にはわかりません。」と尋

ねたのです。それに対してその禅僧は、その若侍を、「地獄があるかどうかわからんようで、何でおまえ侍をやっているのだ」と罵倒します。最初は高僧なので、若侍もこらえて話を聞いているのですが、だんだんエスカレートしてくるので、怒り心頭に達して、おのれと、刀を抜いて僧に切りかかります。そして、本堂を追い回した挙句、僧を本堂の片隅に追い詰めて刀を振り下ろそうとしたその刹那に、僧が「そこが地獄」と言います。それを聞いて、はっと気付き、刀を置き、ひれ伏す若侍に対して、僧は「そこが極楽」と告げます。地獄とは、鬼とは何なのか、それはどこにあるのか、そして、それが「わかる」ということがどういうことなのかを、この逸話は物語っていると思います。

法教育は、決して他人事ではありません。繰り返しになりますが、法教育において関わることになるのは、我々社会の在り方、あるいは我々大人の在り方が、子どもたちの目を通して問われることになります。これは大変厳しいことです。

しかし、こうした教育こそが公民教育、市民教育の本来の姿ではないでしょうか。いま、法教育は端緒についたばかりです。これから、一步一步、みんな考えながら、歩みを進めていく必要があります。そして、それが、「みんなと共に自分らしく生きる」ための教育の在り方として、ふさわしいのではないかと考えています。

2 主権者教育関連資料

- ・ 学校における補助教材の適正な取扱いについて
（平成27年3月4日付け 文部科学省通知）
- ・ 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について
（平成27年10月29日付け 文部科学省通知）



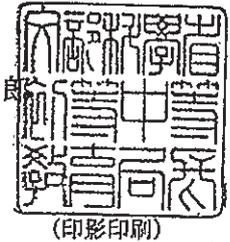
26文科初第1257号
平成27年3月4日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次



(印影印刷)

学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

学校における補助教材については、昭和49年9月3日文初小第404号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。